新時代の保育双書

新・障害のある子どもの保育

第3版

みらい

はじめに

個人的経験として海外書籍を購入する場合などは、改訂を行って版を重ねていることを重要な手掛かりとして選書する場合が多い。書籍としての内容的信頼性、妥当性といった観点から当然の帰結なのかもしれない。ところで、本書の書名となっている『新・障害のある子どもの保育』は、初版刊行以来2度目の改訂となり第3版となっている。しかし、本書のルーツは1996年10月に刊行された「障害をもつ子どもの保育」にある。米国の“disabled child”に影響されてこのような書名にした訳であるが、近年の障害児観の変容もあって、「障害のある子ども（child with disability）」に書名を変更した経過を経て、その後も改訂を行って現在に至っており、事実上、6度目の改訂である。お陰様で多くの先生方の支持を得て、保育士・幼稚園教諭養成課程で、あるいはその他の機会に教科書としてご採用いただいた。以来20年が経過したわけである。蛇足ながら、「障害」の表記についても、近年特に行政レベルなどでは「障がい」と表しているようであるが、これは実態を考えても単にラベルを張り替えているにすぎず、筆者などは何ら障害児観は転換できていないのではないかとさえ思えてならない。

多くの領域についてそうなのかもしれないが、「障害のある子どもの保育」の領域においても一人の力で一冊の書籍にまとめることは極めて困難な作業となってきている。心理学、教育学、医学、福祉学と広範囲に及ぶこと、いずれの領域もその内容的変化が激しいことなどがその理由である。本書の今回の改訂でも用語の使用ひとつをとってみても、なかなか難しい点が多かった。研究上新しく示された考え方や表現も、制度的にはなかなか追いついていないという実態から、編集上苦労したことなどがこの例である。

いずれにしても、改訂執筆にあたってご協力いただいた先生方には、新しい今日的観点からご執筆いただき、よりよい一冊が刊行できたと考えている。さらに、今回の改訂をお勧め下さり編集作業の労を取られた、（株）みらいと編集部の松井克憲氏にお礼申し上げたい。生来の性分から遅々として進まない編集・執筆をじっとこらえて気長にお待ちいただいた。ご執筆いただいた先生方、出版社の皆様に改めてお礼申し上げる。

最後に本書の内容について、ご指導、ご批判をお願いする次第である。編集過程で可能な限り意を用いたつもりであるが、思わぬ考え違いや誤りがあればぜひご指導いただきたい。またの改訂で、よりよいものとなっていけるよう努力する所存である。

2016年2月

編者　伊藤健次

●目　次●

第１章　障害のある子どもの保育の考え方

第１節●障害のある子どもの理解 ……11

1 ―― 障害の概念 ／11

2 ―― 障害の分類―国際生活機能分類による― ／13

3 ―― 障害のある子どものとらえ方と保育 ／14

第２節●障害児保育の理念…… 16

1 ―― 障害児保育の意義 ／16

2 ―― 障害児保育の理念に関する最近の動向 ／18

第３節●障害児保育の形態…… 19

1 ―― 分離保育（セグリゲーション） ／19

2 ―― 統合保育（インテグレーション） ／19

3 ―― インクルージョン ／21

第４節●障害児保育の現状…… 22

1 ―― 児童発達支援センター・児童発達支援事業、幼稚部の現状 ／22

2 ―― 保育所や幼稚園の現状 ／24

第５節●障害児保育の歩み…… 26

1 ―― 障害児保育の先駆け（～1962年） ／26

2 ―― 障害児保育の萌芽（1963～1972年） ／26

3 ―― 障害児保育の展開（1973～1978年） ／27

4 ―― 障害児保育の多様化（1979～1995年） ／28

5 ―― 障害児保育の再編（1996～2006年） ／29

6 ―― 障害児保育の新たな転換（2007年～） ／30

コラム①：ノーマライゼーション ／32

第２章　発達の理解

第１節●発達の意味…… 33

1 ―― 成長・発達への期待 ／33

2 ―― 成熟・成長と発達―発達の定義― ／34

第２節●発達の原動力…… 35

1 ―― 生物学的要因 ／35

2 ―― 環境的要因 ／35

3 —— 発達の普遍性と文化規定性　／36
第 3 節●発達段階と発達の順序性…… 37
1 —— 発達段階　／37
2 —— 発達の順序性　／37
第 4 節●個人差……40
1 —— 平均の意味　／40
2 —— 障害と個人差　／42
3 —— 障害と個人内差　／43
4 —— 発達の遅れ・偏り・歪み　／44
第 5 節●発達曲線の意味……45
第 6 節●障害のある子どもの発達と保育……46
1 —— 発達と生活　／46
2 —— 発達と生活を感じ取れる保育者　／47
コラム②：精神年齢と発達年齢　／49
コラム③：キャッチ・アップ　／50

第 3 章　対象別にみた障害の理解

第 1 節●障害の原因的理解…… 51
1 —— 先天性と後天性　／51
2 —— 周産期　／52
3 ——「先天性」ということ　／52
4 —— 遺伝病　／53
5 —— 染色体異常　／54
6 —— 胎芽病　／55
7 —— 胎児病　／55
8 —— 周産期障害　／55
第 2 節●発達障害とは…… 56
1 —— 広義の発達障害（Developmental Disabilities）　／56
2 —— 狭義の発達障害（Developmental Disorders）　／57
第 3 節●知的障害…… 58
1 —— 知的障害（Intellectual Disability：ID）の診断基準　／58
2 —— AAIDDの知的障害（Intellectual Disability：ID）　／62
3 —— 知的機能の弱さとは　／64
4 —— 知的障害の病因　／65
5 —— 知的障害の特徴　／66

6 ―― 知的障害への対応―その考え方の基本― ／67
第4節●自閉症スペクトラム…… 70
1 ―― 自閉症スペクトラムとは ／70
2 ―― 自閉症スペクトラムの行動特徴 ／73
3 ―― かかわり方の留意点 ／74
4 ―― 保護者（親）との信頼関係 ／76
第5節●注意欠如・多動症（ADHD）と限局性学習症（SLD）…… 77
1 ―― 注意欠如・多動症（ADHD） ／77
2 ―― 限局性学習症（SLD） ／80
3 ―― 特別支援教育 ／82
第6節●コミュニケーション障害…… 82
1 ―― コミュニケーション障害 ／83
2 ―― コミュニケーション障害の分類 ／84
3 ―― コミュニケーション障害の特徴 ／85
4 ―― コミュニケーション障害の原因 ／86
第7節●運動障害（脳性まひ）…… 87
1 ―― 脳性まひ ／87
2 ―― 脳性まひの分類と特徴 ／88
3 ―― 主な随伴障害 ／89
4 ―― かかわり方の留意点 ／90
第8節●聴覚・視覚障害……93
1 ―― 聴覚障害 ／93
2 ―― 視覚障害 ／94
3 ―― 聞こえや見えの発達と保育 ／95
第9節●てんかん…… 97
1 ―― てんかんの定義と分類 ／97
2 ―― てんかんのある子どもへの対応 ／99
コラム④：「AAIDD」ってなに？ ／102
コラム⑤：TEACCHプログラムとは ／103

第4章　気になる子どもとその他の障害の理解

第1節●気になる子ども…… 104
1 ―― 注意・衝動の統制に関する気がかり ／105
―集中力に欠け、落ち着きのない子どもへの対応―
2 ―― 対人関係に関する社会性の問題―緘黙児への対応― ／106

3 ―― 家庭環境・母子関係―母子分離不安の強い子どもへの対応― ／107
第2節●情緒障害…… 109
1 ―― 情緒障害の定義と種類 ／109
2 ―― 神経性習癖 ／110
3 ―― 登園拒否（登園渋り） ／113
第3節●未熟児…… 114
1 ―― 未熟児の定義と種類 ／114
2 ―― 未熟児の特徴とかかわり方 ／115
コラム⑥：ソーシャルスキルとSST ／118
コラム⑦：PECSとは ／119

第5章　障害のある子どもの保育の方法

第1節●保育者の基本姿勢…… 120
1 ―― 障害のある子どもの保育の基本目標 ／120
2 ―― 保育者の基本姿勢 ／122
3 ―― 応用行動分析の保育への応用 ／127
4 ―― 保育支援と環境の構造化 ／130
第2節●基本的生活習慣への援助…… 133
1 ―― 領域別課題と課題設定にあたって ／134
2 ―― 援助の進め方 ／137
3 ―― 障害のある子どもの保育におけるサービス利用 ／139
第3節●遊び・集団活動への援助…… 140
1 ―― 遊びと集団活動の意義 ／140
2 ―― 遊びを通して学ぶもの ／140
3 ―― 個別的支援と集団援助 ／142
コラム⑧：カップ麺と「課題分析」 ／146

第6章　障害のある子どもの保育の計画

第1節●障害のある子どもの保育の視点…… 147
第2節●障害のある子どもの保育と指導計画…… 148
1 ―― 年間指導計画と月間指導計画（月案） ／148
2 ―― 障害のある子どもの保育の指導計画 ／148
第3節●障害のある子どもの指導計画の実際…… 149
1 ―― 障害のある子どもの指導計画作成のポイント―月案（7月）― ／149

2 ―― 統合保育の指導計画の作成　／155
第 4 節●個別の支援計画と指導計画の実際…… 160
1 ――「個別の（教育）支援計画」の内容　／161
2 ――「個別の支援計画」の実際　／165
コラム⑨：「先生、“ダメッ”はだめだよ」―指導の構造化―　／168

第 7 章　障害のある子どもの保育の実践と評価

第 1 節●保育の実践…… 169
1 ―― 実践にあたって　／169
2 ―― 保育の実際　／174
3 ―― 生活をともにする　／177
4 ―― 活動をともにする　／181
第 2 節●保育の評価…… 185
1 ―― 障害のある子どもについて　／185
2 ―― 保育について　／186
3 ―― 職員間の連携や園全体の取り組み　／189
4 ―― 保育者の研修と専門職との連携　／191
第 3 節●小学校との連携…… 192
1 ―― 保育所・幼稚園等と小学校との連携の必然性　／192
2 ―― 保育所・幼稚園等と小学校との相違点　／193
3 ―― よりよい連携を図るために　／193
コラム⑩：障害のある子どもとかかわる　／197

第 8 章　障害のある子どもの保護者（親）への支援

第 1 節●障害のある子どもの保護者（親）における課題…… 199
1 ―― 障害の受容　／199
2 ―― 障害の受容のプロセス　／201
第 2 節●障害のある子どもと家族…… 204
1 ―― 子どもと家族　／204
2 ―― 障害のある子どものいる家族　／205
3 ―― きょうだいについて　／205
第 3 節●障害のある子どもの発達と親子関係……206
1 ―― 親子のかかわりにおける問題　／206
2 ―― 子どもの特徴や能力を評価することの問題　／207

3 ―― 子どもとともに変わる保護者（親） ／208
第 4 節●保護者（親）への支援…… 210
1 ―― 保護者（親）が抱える問題と状況 ／210
2 ―― 保護者（親）への支援の実際 ／211
コラム⑪：天国の特別な子ども ／217

第 9 章　障害のある子どもの保育関連施策

第 1 節●子どもの障害の発見……218
1 ―― 健康診査と保健指導 ／218
2 ―― 地域療育センター ／220
第 2 節●障害のある子どもにかかわる福祉施策と機関……221
1 ―― 福祉施策の目的と対象 ／221
2 ―― 障害児の定義 ／221
3 ―― 障害のある子どもの福祉サービス ／223
4 ―― 障害のある子どもとその家族への経済援助 ／227
第 3 節●障害のある子どもにかかわる教育施策…… 228
1 ―― インクルーシブ教育システムの構築に向けて ／228
2 ―― 就学に向けて ／230
3 ―― 就学相談（教育相談）における留意事項 ／231
4 ―― 就学決定までの手続き ／231
5 ―― 就学時の健康診断 ／233
6 ―― 特別支援教育制度 ／233
第 4 節●地域での連携…… 234
1 ―― 社会福祉協議会による支援事業 ／234
2 ―― ボランティア団体・NPO法人 ／235
3 ―― 地域の社会資源の連携 ／235
第 5 節●障害のある子どもの保育にかかわる施策の課題…… 236
1 ―― 障害のある子どもの保育にかかわる保健・医療の課題 ／236
2 ―― 障害のある子どもの保育にかかわる福祉の課題 ／236
3 ―― 障害のある子どもの保育にかかわる教育の課題 ／238
コラム⑫：発達障害のある子どもと保育者の意識 ／239

第10章　演習・障害のある子どもへの個別的対応

演習１：検査を実施する　／241
演習２：検査結果を整理する　／243
演習３：事例に基づくKIDSの結果の解釈と、個別対応の計画の立案を行う　／247
コラム⑬：DSMとICD　／254

第11章　保育場面の事例演習

演習事例１：ことばかけの内容に気づくことで子どもを理解し、保育が変わった（知的障害児への対応）　／256
演習事例２：タダシのわがまま（自閉症スペクトラム児への対応①）　／258
演習事例３：就学の支援（自閉症スペクトラム児への対応②）　／261
演習事例４：粘土遊びのかかわり（ADHDの子どもへの対応）　／264
演習事例５：生活発表会に向けての太鼓の練習（LDが疑われる子どもへの対応）　／268
演習事例６：集団に参加することで意欲的に（肢体不自由児への対応）　／271
演習事例７：コミュニケーションの工夫（ことばの障害のある子どもへの対応）　／274
索　引　／278

第 1 章 障害のある子どもの保育の考え方

◆キーポイント◆

今日における障害のある子どもの保育をめぐっては、従来いわれてきた障害のある子どもにとどまらず、「気になる子ども」などと呼ばれるさまざまな障害のある子どもに対応していかなければならない状況となってきている。それゆえに、保育所、幼稚園などでは指導・援助の内容と方法がいろいろと試みられているといえよう。これから保育に携わろうとする者にとっては、障害のある子どもの保育に関する基本的な知識は、欠かせないものとなっている。まさしく障害のある子どもも含めた幅広い視点から保育をとらえることが求められている時代なのである。

本章では、障害を主観的ではなく構造的に理解することの大切さ、子どもたちの実態に応じた保育の場を選択することの大切さ、そのそれぞれの場ではどのような現状と課題をもっているのかを考えたい。なお、今日的な状況に至るまでの歴史を概観するとともに、障害のある子どもの保育の理念についてもおさえてみたい。

第 1 節 ● 障害のある子どもの理解

1 ── 障害の概念

これまで障害に対する見方をめぐっては、障害は固定的であり、なかなかその状態像は変わらないという認識があった。ところが、今日では加齢とともにその状態像が変化していくこと、そして障害に対して適切な働きかけがなされるならば、その軽減が可能であることが実践の積み重ねから明らかにされるようになってきている。こうした障害の状態像の変化、特にその改善への道を確かにするためにも、障害を構造的に理解することが重要であると考えられる。

(1) 国際障害分類による障害の階層的理解

あらゆる障害を包括する一般的な障害の概念について整理するようになったのは、WHO（世界保健機関）が、障害を 3 つのレベル（階層）にわける考え方を基本に据えた定義を行ってからのことである。この障害の 3 つのレベル（階層）とは、①impairment（機能障害）、②disability（能力障害）、③

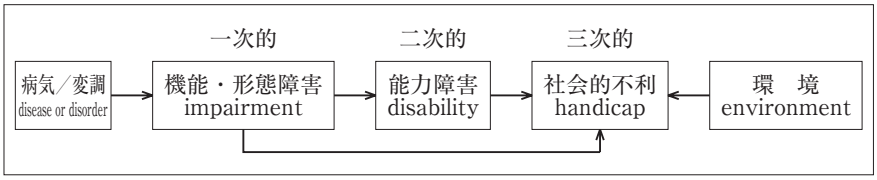

図１－１　国際障害分類（ICIDH：1980年）

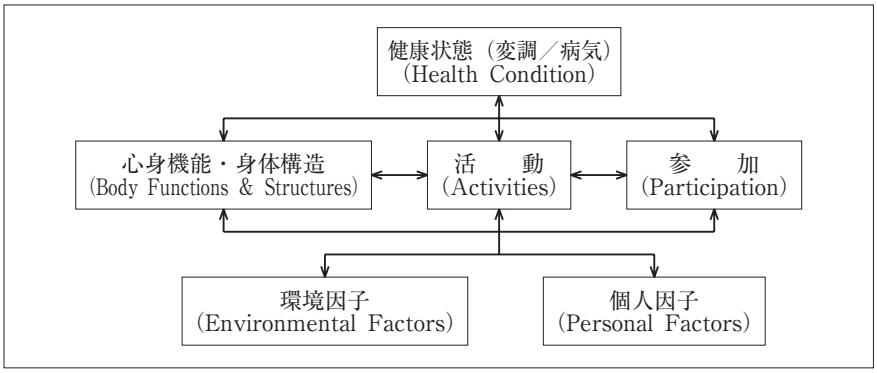

図１－２　国際生活機能分類（ICF：2001年）

handicap（社会的不利）のことである。図１－１はWHOの障害の階層的理解を図示したものである。これは、疾患が転じて機能障害となり、それがもとになって能力障害が発生し、さらに社会的不利がもたらされることを、また、機能障害から直接的に社会的不利が生ずる場合もあることを示している。

さらに、この考え方は1980年、WHOから「国際障害分類試案」（International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps：ICIDH）が出版された際にも踏襲された。1993年には「試案」が削除され、WHOの正式分類となった。しかし、このWHO国際障害分類は、環境の位置づけが不明確であること、機能障害、能力障害、社会的不利は直線的ではなく、環境との双方向により影響しあうなどの指摘から改訂作業が進められた。

(2)　国際生活機能分類による障害の階層的理解

その結果、2001年５月WHO総会で「国際生活機能分類−国際障害分類改訂版−」（International Classification of Functioning, Disability and Health：ICF）が採択された。国際生活機能分類では、障害は図１－２のように健康状態と背景因子（環境因子、個人因子）との双方向的な関係で示され、心身機能と身体構造、活動、参加における機能性によって分類されている。なお、表１－１は、国際障害分類と国際生活機能分類の定義を比較したものである。

表１－１　国際障害分類と国際生活機能分類の比較

	国際障害分類	国際生活機能分類
構成要素の定義	機能障害とは、心理的、生理的又は解剖的な構造又は機能の何らかの喪失又は異常である。	心身機能とは、身体系の生理的機能（心理的機能を含む）である。 身体構造とは、器官・肢体とその構成部分などの、身体の解剖学的部分である。 機能障害（構造障害を含む）とは、著しい変異や喪失などといった、心身機能または身体構造上の問題である。
	能力障害とは、人間として正常とみなされる方法や範囲で活動していく能力の（機能障害に起因する）何らかの制限や欠如である。 社会的不利とは、機能障害や能力障害の結果として、その個人に生じた不利益であって、その個人にとって（年齢、性別、社会文化的因子からみて）正常な役割を果たすことが制限されたり妨げられたりすることである。	活動とは、課題や行為の個人による遂行のことである。 参加とは、生活・人生場面へのかかわりのことである。 活動制限とは、個人が活動を行うときに生じる難しさのことである。 参加制約とは、個人が何らかの生活・人生場面にかかわるときに経験する難しさのことである。
		環境因子とは、人々が生活し、人生を送っている物的な環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境を構成する因子のことである。

ここでは、障害は特定の個人に帰属するものではなく、社会環境によってつくり出される機能状態であること、障害のある人を対象にしてノーマライゼーションを進めていくには、環境要因の整備拡充を図る必要があることが強調されていることをおさえておきたい。

2 ―― 障害の分類―国際生活機能分類による―

人間が受ける障害には、極めて多種類のものがある。そして、それらの分類の仕方も医療・教育・福祉など学問や制度、施策の違いを反映して異なってくる。障害の分類基準に多様性はあるものの、前述したようにWHOは、国際障害分類から国際生活機能分類へと移行し、身体機能の障害による生活機能の障害を分類するという考え方から、人間の生活機能と障害について、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の３つの次元で示されるようになった。また、たとえばバリアフリーなどの環境を評価できるよう「環境因子」という観点が加えられ構成されている。なお、国際生活機能分類は人間の生活機能の障害を、約1,500項目程度に細分化して分類される。参考までに、表１－２に国際生活機能分類の第１レベル（大分類）を示した。

受け入れている障害のある子どもの数は年々増えてきている。しかし、この事業は通知によることから地域間の格差が大きかったり、2003（平成15）年度に補助金事業から一般財源で措置されたことにより、市町村の厳しい財政状況から今後の進展が危惧される一面もある。

6 ―― 障害児保育の新たな転換（2007年～）

2007（平成19）年４月から始まった特別支援教育では、幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援することを理念の一つに掲げている。ライフステージにわたっての支援、幼児期の支援の重要さを力説している。

2008（平成20）年に同時に告示された保育指針と教育要領においては、いくつかの共通する事項が記述されている。①障害の状態、②一人一人の・個人の、③計画を個別的に作成する、④指導計画を柔軟に・指導内容や指導方法の工夫、⑤他の子どもとの生活を通して共に、集団の中で生活する、⑥職員の連携体制の中・組織的、⑦家庭や関係機関との連携といった点である。

2010（平成22）年12月に成立した改正障害者自立支援法に伴い、児童福祉法も改正され、障害児支援施策の見直しなど、強化が図られることになった（同24年４月１日施行）。なお、「児童デイサービス」は児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のなかに位置づけられることになった。

2012（平成24）年７月に文部科学省より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出された。そのなかでは、①共生社会の形成に向けて、②就学相談・就学先決定の在り方について、③合理的配慮及びその基礎となる環境整備、④多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進が述べられている。

2014（平成26）年に示された教育・保育要領においては、教育要領と同様に障害のある子どもの指導にあたっての特に配慮すべき事項のほか、保護者に対する子育ての支援として「園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携を及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう務めること」と明記されている。

障害者権利条約の批准に向けた国内障害福祉関連法の整備により、障害者基本法の抜本改正、障害者自立支援法の改正による障害者総合支援法施行、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、わが国の障害者福祉の動向は大きく変化している。そのなかにあって、障害のある子どもやその家庭への支援は子育て支援施策のなかに位置づけられるのは当然のことである。

●「第１章」学びの確認

①保育が障害のある子どもに果たすべき役割について考えてみよう。

②障害児保育の形態において、それぞれの長所（メリット）を確かめてみよう。

●発展的な学びへ

①園、施設の各々の実習体験と照らしあわせて、どのような子どもがいて、指導・援助の有効的な方法はどのようであったかを考えてみよう。

②障害のある子どもの理解で欠かせない障害・発達・生活の３つの視点を使って、「子どもをまるごとつかむ」というテーマでグループ討議をしてみよう。

引用・参考文献

1）砂原茂一『リハビリテーション』岩波書店　1980年
2）藤井聰尚『教職科学講座11　障害者教育学』福村出版　1990年
3）茂木俊彦『障害児の発達と子育て』全国障害者問題研究会出版部　1987年
4）文部科学省『盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領（平成15年12月改正）』2006年
5）小川英彦「個別教育計画」日本教育方法学会編『現代教育方法事典』図書文化社　2004年
6）清水貞夫他編『統合保育』学苑社　1987年
7）田口則良編『障害児保育』北大路書房　1993年
8）伊勢田亮ほか『障害のある幼児の保育・教育』明治図書　2003年
9）清水貞夫･藤本文朗編『キーワード障害児教育―特別支援教育時代の基礎知識』クリエイツかもがわ　2005年
10）渡部信一・本郷一夫・無藤隆編『障害児保育』北大路書房　2005年
11）愛育研究所『異常児保育の研究』紀要第３輯　1943年
12）土佐林一『入門―保育者のための障害児保育』中央法規出版　1993年
13）稲垣潤子『涙より美しいもの―大津方式にみる障害児の発達』大月書店　1981年
14）今塩屋隼男編『障害児保育総論』保育出版社　1998年
15）小川英彦・川上輝昭編『障害のある子どもの理解と親支援』明治図書　2006年
16）小川英彦「戦前の障害児保育成立過程に関する研究―三木安正の果たした役割」『日本保育学会第60回大会発表論文集』2007年
17）伊藤嘉子・小川英彦編『障害のある子どもをはぐくむ楽しい保育』黎明書房　2007年
18）厚生労働省『保育所保育指針』フレーベル館　2008年
19）文部科学省『幼稚園教育要領』フレーベル館　2008年
20）内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』チャイルド社　2014年
21）日本発達障害ネットワーク（JDDネット『発達障害年鑑』Vol.５　2014年
22）柴崎正行『障がい児保育の基礎』わかば社　2014年
23）小川英彦編『幼児期･学齢期に発達障害のある子どもを支援する―豊かな保育と教育の創造をめざして』ミネルヴァ書房　2009年

●○● コラム① ●○●

ノーマライゼーション

ノーマライゼーションの理念は、1950年代のデンマークに淵源（えんげん）をもつ。当時のデンマークにおいて、知的障害のある人たちは、巨大施設に隔離されるのが一般的であった。この状況に対して知的障害者の親の会は、地域社会でノーマルな生活が営めるような改善を求めて運動を行った。この運動の成果は、1959年の知的障害者法の制定につながり、ノーマライゼーションの父と呼ばれるバンクーミケルセン（Bank-Mikkelsen,N.E.）の「知的障害者の生活を可能な限り通常の生活状態に近づけるようにすること」という定義に結実している。また、ほぼ同時期にスウェーデンでもニィリエ（Nirje,B.）が提唱している。以上の２人の生活原理を再構成して、1960年代後半から70年代前半にかけてアメリカに紹介し、世界的に普及させたのがヴォルフェンスベルガー（Wolfensberger,W.）である。
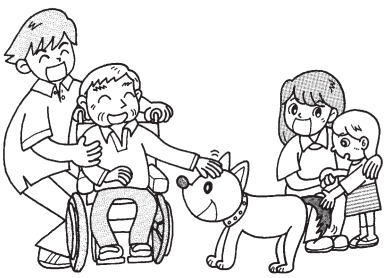
これらの提唱は、国連の「知的障害者の権利宣言」（1971年）、「障害者の権利宣言」（1975年）、「国際障害者年行動計画」（1980年）、「障害者に関する世界行動計画」（1982年）などで基本理念として位置づけられた。わが国でも「国連・障害者の十年」（1983～1992年）に呼応して具体的な取り組みが開始され、1995（平成７）年に策定された「障害者プラン」では、地域における生活という柱立てがなされた。近年では2013～2017（同25～29）年度を対象とする第３次障害者基本計画において、基本原則を①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の３点に見直し、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記している。その理念については、基本的人権の保障、人間としての尊重、教育や労働での平等と機会均等、地域社会での生活保障、自己選択や自己決定、生活の質（QOL）がキーポイントである。